

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

贈賄等の再発を防止し、受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、本県は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定等に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第3号（贈賄）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社増岡組	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 増岡 聡一郎	
本店所在地	広島県広島市中区鶴見町 4-25	

### 3 入札参加停止の理由

株式会社増岡組の使用人は、広島県発注の広島県立高校改修工事の入札において、同県職員が予定価格を伝え、その謝礼としてスポーツ観戦チケットを渡したとして、令和5年2月22日、公契約関係競売等妨害と贈賄の疑いで広島県警に逮捕され、同年3月15日、公契約関係競売等妨害及び贈賄の罪で起訴された。

### 4 停止期間の始期及び終期

令和5年5月9日から令和5年6月8日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第3号

措置要件	措置期間
次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	1か月以上9か月以内